

店舗・事務所も可能に

——— 国交省

国土交通省は「高架道路下
占用許可基準」を改正し
た。9日付で道路局長から各地方
整備局長へ通達したほか、都道府
県・政令市にも、参考配布してい
る。今回の改正により許可基準が
緩和され、事務所や店舗、倉庫の
占用が可能になった。

高架道路は、支柱によって支え
られている特殊構造の道路。高速
道路のほか、一般国道でも多く見
られる。

路面下の占用許可については、
道路管理上の理由により「抑制の
方針」（昭和40年8月25日の建設
省道路局長通達）が取られてお
り、事実上、広場、公園、駐車場、
駐輪場などに限定され、今日に
至っている。

同省では、街づくりの観点から
高架道路の路面下も含めた賑わい
創出のニーズが高まっていること
を背景に、これまで基準改正の検
討を進めていた。

新基準では占用物件の構造につ

いて▽橋脚の外側をこえてはなら
ない▽耐火構造・そのほか火災に
より道路構造または交通に支障を
及ぼさないと認められる構造▽天
井は、原則として高架道路の桁下
から1・5m以上空ける▽壁体は、
原則として橋脚から1・5m以上
空ける—などと定めている。

なお住宅の占用については見送
られており、今後も検討を行って
いくもよう。

「高架道路下占用許可基準」の改正について

1. 改正の背景及び趣旨

高架道路は、支柱によって支えられている特殊の構造の道路であり、これまで、高架道路の路面下の占用の許可については、道路管理上好ましくないため、真にやむを得ないと認められる場合以外については抑制することとしていたことから、高架道路の路面下の利用形態としては、事実上、広場、公園、駐車場等に限定されてきました。

しかしながら、近年、街づくりの観点等から、高架道路の路面下も含めた賑わいの創出等が必要となるケースも生じていることから、街づくりの観点等を踏まえた高架道路の路面下の適正かつ合理的な利用が可能となるよう、今般、「高架道路下占用許可基準」を改正することとしました。

2. 改正の概要及びその効果

改正後の「高架道路下占用許可基準」においては、占用許可を一律に抑制するのではなく、都市計画や周辺の土地利用状況等を踏まえて、地元地方公共団体の意見を聴いて高架下利用計画を策定し、この計画に基づくこと等により、高架道路の路面下の適正かつ合理的な利用を図ることとしました。

その結果、これまでの広場、公園、駐車場に加え、街づくりの観点等から高架道路の路面下の積極的な利用が必要であると認められる場合であって、本基準に適合する場合については、店舗等の占用も可能となります。

【資料】

別添1：「高架道路の路面下の占用許可について」（平成17年9月9日付け道路局長通達）

別添2：道路法及び道路法施行令（抄）

平成17年9月9日
国土交通省道路局

<問い合わせ先>

道路局路政課道路利用調整室 課長補佐 今井 宗雄

代表 03-5253-8111（内線 37362）直通 03-5253-8481

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

別添 1

国 道 利 第 5 号
平成 1 7 年 9 月 9 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
道 路 関 係 四 公 団 の 長

国土交通省道路局長

高架道路の路面下の占用許可について

高架道路の路面下の占用許可については、道路法及び道路法施行令の規定のほか、「高架道路の路面下の占用許可について」（昭和 4 0 年 8 月 2 5 日 付 け 建 設 省 道 発 第 3 6 7 号 建 設 省 道 路 局 長 通 達）等により、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における占用についてのみ許可することとする「抑制の方針」として取り扱ってきたところである。

その結果、高架道路の路面下の利用形態としては、事実上、広場、公園、駐車場等に限定されているのが実態であるが、街づくりの観点等から、高架道路の路面下も含めた賑わいの創出等が必要となるケースも生じている。

このため、高架道路の路面下の適正かつ合理的な利用を図るため、新たに別紙のとおり高架道路の路面下の占用許可の基準を策定することとしたので、下記 1 及び 2 の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、下記 3 のとおり関係通達を廃止又は改正することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

- 1 道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、高架道路の用地交渉段階において被買収者に占用を約束するかなのような行為は、厳に慎むべきこと。
- 2 高速自動車国道、都市高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、学識経験者、地元地方公共団体等の意見を聞いて、路面下の全体

的な利用計画（以下「高架下利用計画」という。）を作成すること。

高架下利用計画の策定に当たっては、高架の道路の路面下の適正かつ合理的な土地利用に資するため、都市計画や周辺の土地利用状況等に十分配慮すること。

3 その他

- (1) 「高架道路の路面下の占用許可について」（昭和40年8月25日付け建設省道発第367号道路局長通達）は廃止する。
- (2) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和33年11月28日付け道発第497号道路局長通達）を次のように改める。
 - ① 記1本文中「令7条1号、5号」を「令7条1号、6号」に改める。
 - ② 記1（1）及び（2）中「令第7条第5号」を「令第7条第6号」に改める。
 - ③ 記1（2）後段及び（3）を削る。
 - ④ 記3中「令第12条の2」を「令第12条の4」に、「第12条」を「第12条の2」に改める。
- (3) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和37年9月4日付け道発第377号道路局長通達）を次のように改める。

記1（5）後段を削る。
- (4) 「高架の道路の路面下の占用許可に係る事前協議および道路の占用の期間について」（昭和47年3月17日付け建設省道政発第17号道路局長通達）を次のように改める。

記1を削る。
- (5) 「高架道路の路面下の占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について」（昭和58年2月5日付け建設省道政発第12号道路局長通達）を次のように改める。

記1を削る。

別 紙

高架道路下占用許可基準

1 趣 旨

高架の道路の路面下(以下「高架下」という。)の占用については、道路の構造の保全等を図るとともに、その適正かつ合理的な土地利用に資するため、道路法及び道路法施行令に規定する占用の許可基準に加え、この基準により事務を取り扱い、道路管理の適正を期するものとする。

2 方 針

- (1) 高架下の占用は、道路管理上及び土地利用計画に十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められているものであるが、街づくりの観点等から当該高架下の積極的な利用が必要であると認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めて差し支えない。
- (2) 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないものとする。
 - ア 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）
 - イ 高架下利用計画に適合しないもの
 - ウ 一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入口付近の占用
 - エ 高架道路の周囲の道路の交通に著しい支障を及ぼす場合
- (3) 高架下の占用の許可にあたっては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。
- (4) 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。
- (5) 次に掲げる占用物件に係る高架下の占用は、許可しないものとする。
 - ア 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの
 - イ 風俗営業用施設その他これらに類するもの
 - ウ 住宅（併用住宅を含む。）

3 占用物件の構造等

- (1) 占用物件の構造については、次の基準によるものとする。
 - ア 高架道路の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 2.0m 以上下がっているときは、当該 2.0m 下がった線）をこえてはならないこと。
 - イ 構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
 - ウ 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
 - エ 天井は、原則として高架道路の桁下から 1.5m 以上空けること。

オ 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないこと。

カ 壁体は、原則として橋脚から 1.5m 以上空けること。

(2) 安全対策等

ア 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

イ 占用物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5m 以上の道路に接する場合には、歩道（幅員 2.0m 以上とする。）を設けること。

ウ 緊急の場合に備え、市街地にあつては最低約 30m ごと、その他の地域にあつては約 50m ごとに横断場所を確保しておくこと。

エ 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用者において安全確保のため必要な措置を講ずること。

(3) 占用物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。

4 その他

(1) 占用の期間は、占用物件の性質等を考慮して適正に定めるものとする。

(2) 占用の許可にあたっては、転貸等の弊害を防止するため必要な条件を付するものとする。

(3) 高架下の利用について、公共的ないし公益的な利用の計画がない場合において、この基準に適合するときは、高架道路に係る土地等の提供者を他の者に優先して考慮することができるものとする。

(4) 占用許可物件であつて本基準に該当しないこととなるものについては、本基準に適合するよう指導することとする。ただし、当該占用物件について、大規模な改修等が必要であり、やむを得ず本基準によりがたい場合には、当面の間、本基準に適合するものとして取り扱うものとする。

別添 2

(関係法令)

○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～六 （略）

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

○ 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～五 （略）

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七～九 （略）

○「高架道路の路面下の占用許可について」(昭和40年8月25日日建設省道路発第367号建設省道路局長通達) 新旧対照表

新

高架道路の路面下の占用許可については、道路法及び道路法施行令の規定のほか、「高梁道路の路面下の占用許可について」(昭和40年8月25日付建設省令第367号建設省道路局長通達)等により、相当のみ許可されて真にやむを得ないとき認められる場合における占用についてのみ許可としてその結果、高定された路面下の利用形態としては、事實上、広場、公園、梁道、駐車場等に限定されているの創出等が必要となるケースも生じている。新たにこのため、高梁道路の路面下の占用許可の基準を策定することとしたので、別紙1及び2の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。なお、これに伴い、下記3のとおり関係通達を廃止又は改正することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 道路の占用は、元來用地補償とは別個の問題であるから、高架道路の用地は、道路の占用に於いて被買収者に約束するかのような交渉を要すること。

2 高速自動車国道、都市高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、学識経験者、地元公共団体等の意見を聞いて、路面下の全体的な利用計画（以下「高架下利用計画」という。）を作成すること。計画の策定に当たっては、高架の道路の路面下の適正かつ合理的な土地利用に資するため、都市計画や周辺の土地利用状況等に十分配慮すること。

3. その他

(1) 高架道路の路面下の占用許可について（昭和40年8月25日付け建設省道発第367号道路局長通達）は廃止する。

(2) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和33年1

(2) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和33年1

[illegible]

記

1 高架道路の路面下の占用は、道路の管理上好ましくないもので、抑制の方針をとること。したがって、本基準は、その占用を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における占用の基準を定めたものであること。

2 道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、高架道路の用に
道路の段階において被買収者に占用を約束するが如き行為
地交渉のこと。

3 事前協議は文書をもって行なうものとし、次に掲げる図書を添附すること

- (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) 縦断面図
 - (4) 横断面図
 - (5) 占用物件の設計図
 - (6) 占用する土地の丈量図
 - (7) 占用面積計算書
 - (8) 占用物件の工事概算書
 - (9) その他第32条第2項各号に掲げる事項を記載した書類
- 4 高速自動車国道、都市内高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、路面下の全体的な利用計画を作成し、位置図、平面図、断面図その他の必要な資料を添付して当局に事前協議すること。

[illegible]

新	旧
1月28日付け道発第497号道路局長通達)を次のように改める。 ① 記1本文中「令7条1号、5号」を「令7条1号、6号」に改める。 ② 記1(1)及び(2)中「令第7条第5号」を「令第7条第6号」に改める。 ③ 記1(2)後段及び(3)を削る。 ④ 記3中「令第12条の2」を「令第12条の4」に、「第12条」を「第12条の2」に改める。 (3) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和37年9月4日付け道発第377号道路局長通達)を次のように改める。 記1(5)後段を削る。 (4) 「高架の道路の路面下の占用許可に係る事前協議および道路の占用の期間について」(昭和47年3月17日付け建設省道政発第17号道路局長通達)を次のように改める。 記1を削る。 (5) 「高架道路の路面下の占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について」(昭和58年2月5日付け建設省道政発第12号道路局長通達)を次のように改める。 記1を削る。	

別紙	別紙
高架道路下占用許可基準	高架道路下占用許可基準
1 趣旨 高架の道路の路面下（以下「高架下」という。）の占用については、道路の構造の保全等を図るとともに、その適正かつ合理的な土地利用に資するため、道路法及び道路法施行令に規定する占用の許可基準に加え、この基準により事務を取り扱い、道路管理の適正を期するものとする。	1 趣旨 高架の道路の路面下（以下「高架下」という。）の占用については、道路の構造の保全、利用形態等において従来の平面道路の場合と著しく異なるものがあることにかんがみ、この占用許可基準に従い公正厳格な占用許可を行ない、道路管理の適正を期するものとする。
2 方針	2 方針
(1) 高架下の占用は、道路管理上及び土地利用計画 auf 十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められなければならない。と認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めて差し支えない。 (2) 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないものとする。 ア 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であつて都市分断の防止又は空地確保に資するものを除く。） イ 高架下利用計画に適合しないもの ロ 高架下利用計画に適合しないもの ハ 一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入ロ付近の占用 エ 高架道路の周囲の道路の交通に著しい支障を及ぼす場合 (3) 高架下の占用の許可にあつては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。 (4) 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。 (5) 次に掲げる占用物件に係る高架下の占用は、許可しないものとする。 ア 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するものうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの	(2) 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないものとする。 イ 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用 ロ 道路管理者が学識経験者の意見を聞いてあらかじめ策定した高架下利用計画に適合しないもの ハ 一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入ロ付近の占用 エ 高架下の占用の許可にあつては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。 (4) 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。 (5) 高架下の占用物件は、次に掲げるものに限るものとする。 イ 駐車場、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの ロ 警察、消防、水防等のための公共的施設 ハ 倉庫、事務所、店舗その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (イ) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの (ロ) 風俗営業用施設その他これらに類するもの (ハ) 住宅（併用住宅を含む。）
3 占用物件の構造等	3 占用物件の構造等
(1) 占用物件の構造については、次の基準によるものとする。 ア 高架道路の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 2.0m 以上下がっているときは、当該 2.0m 下がった線）をこえてはならないこと。	(1) 占用物件の構造については、次の基準によるものとする。 イ 高架道路の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 1.5m 以上下がっているときは、当該 1.5m 下がった線）をこえてはならないこと。

